二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　（略）

ニ　リース負債のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ホ・ヘ　（略）

（注記表の区分）

第百三十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十三　（略）

十四　リースに関する注記

十五～十九　（略）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百四十一条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～六　（略）

（削る。）

七～十　（略）

２・３　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百四十二条　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（削る。）

四～十二　（略）

２～４　（略）

（金融商品に関する注記）

第百四十三条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一　（略）

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

三　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

２　（略）

（リースに関する注記）

第百四十六条の二　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項

イ　会計方針に関する情報

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　（略）

ニ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ホ・ヘ　（略）

（注記表の区分）

第百三十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十三　（略）

（新設）

十四～十八　（略）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百四十一条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～六　（略）

七　リース取引の処理方法

八～十一　（略）

２・３　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百四十二条　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く。）があるときは、その旨及び当該固定資産の内容

五～十三　（略）

２～４　（略）

（金融商品に関する注記）

第百四十三条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一　（略）

二　金融商品の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

三　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

２　（略）

（新設）